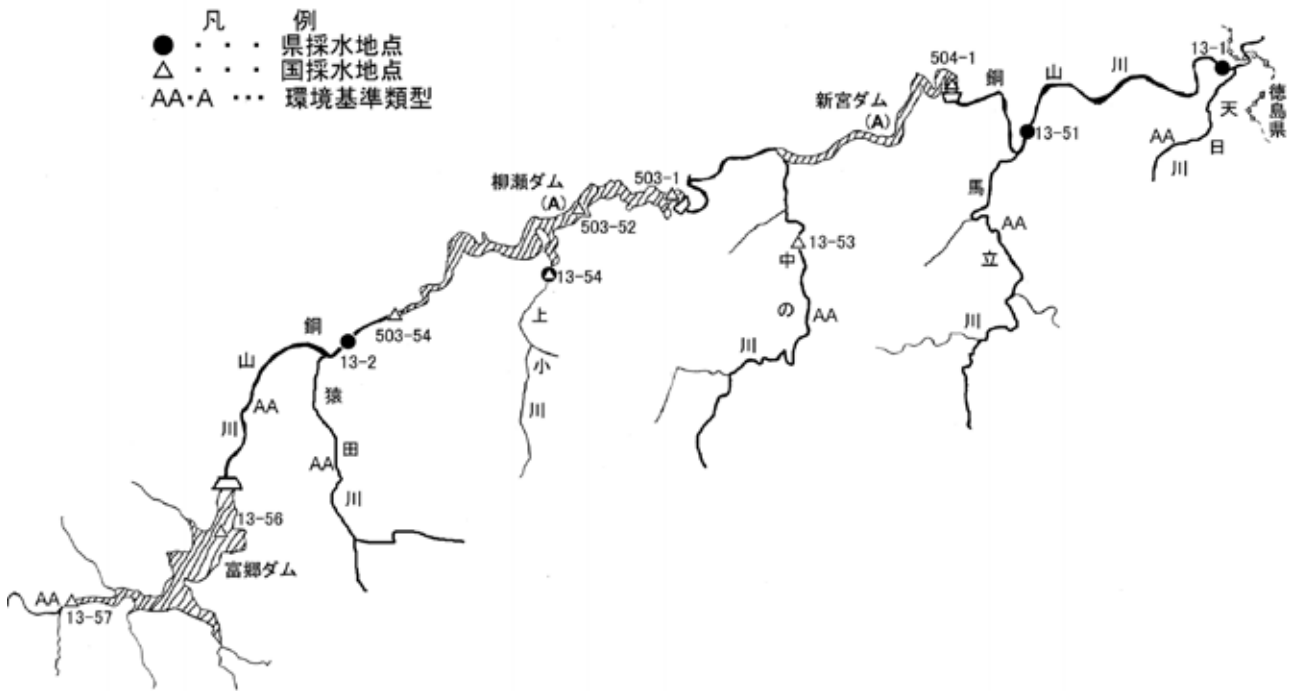
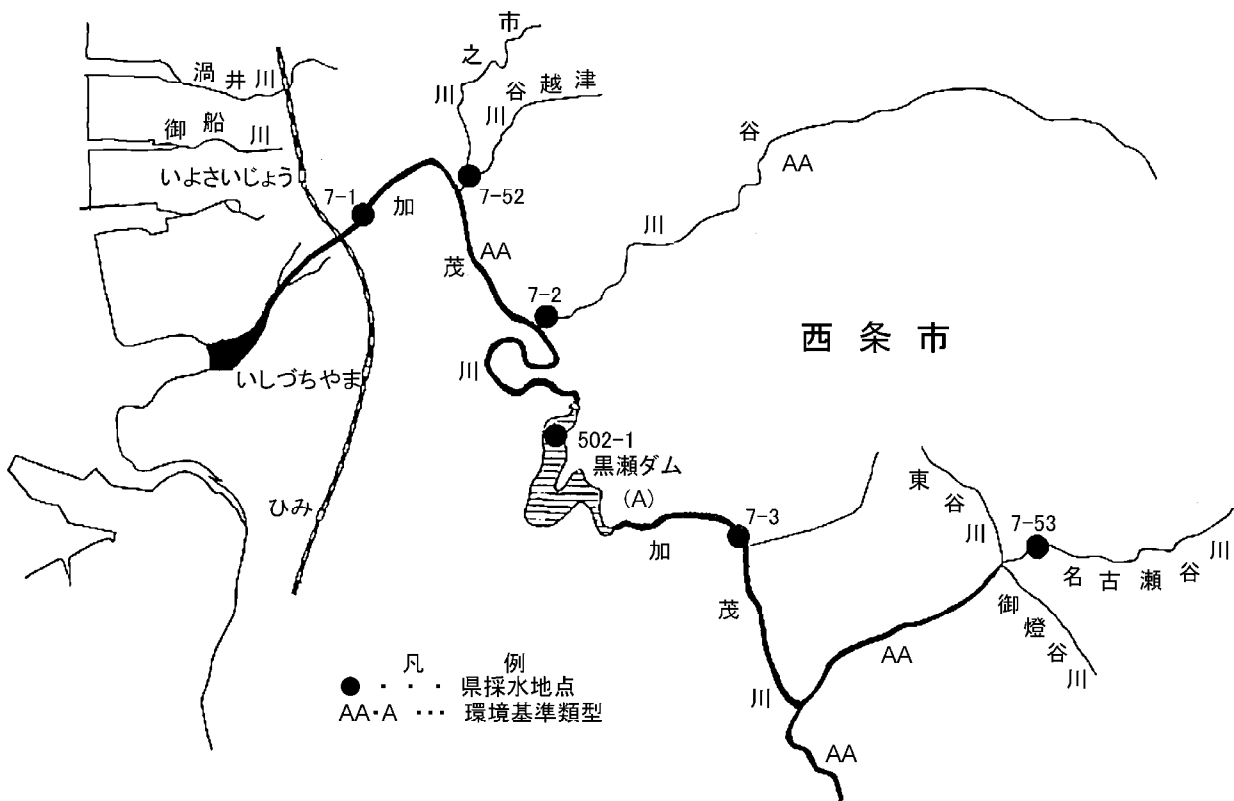


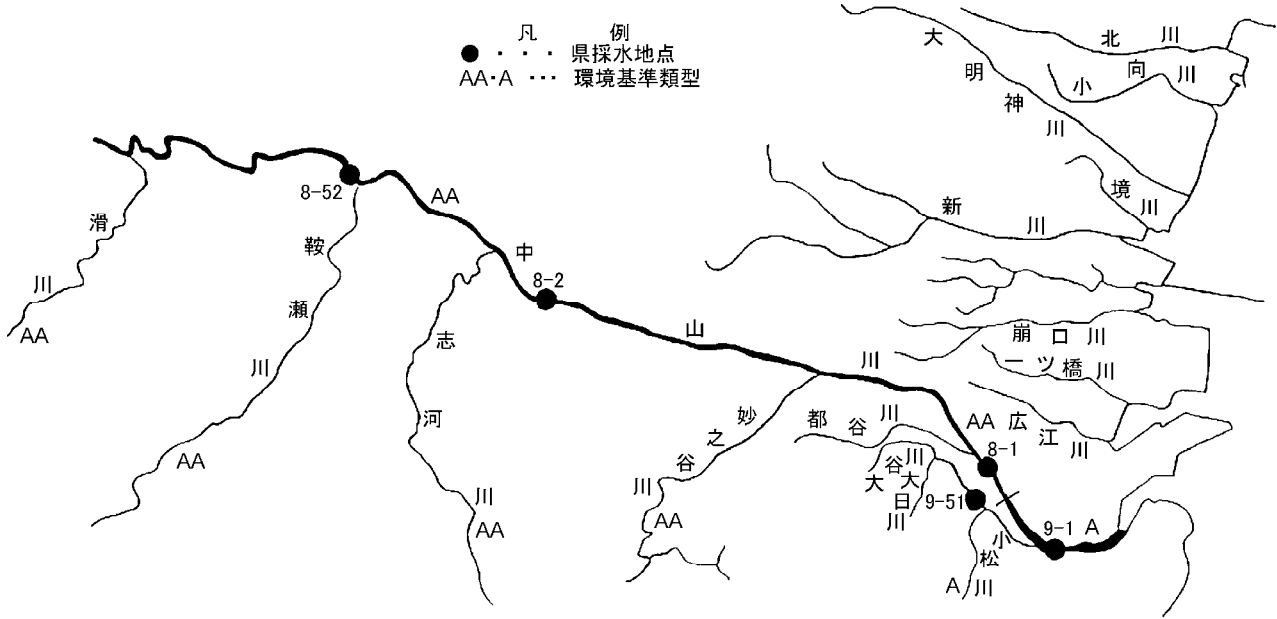
資料 3-11 水質調査地点図  
別図-1 銅山川水系



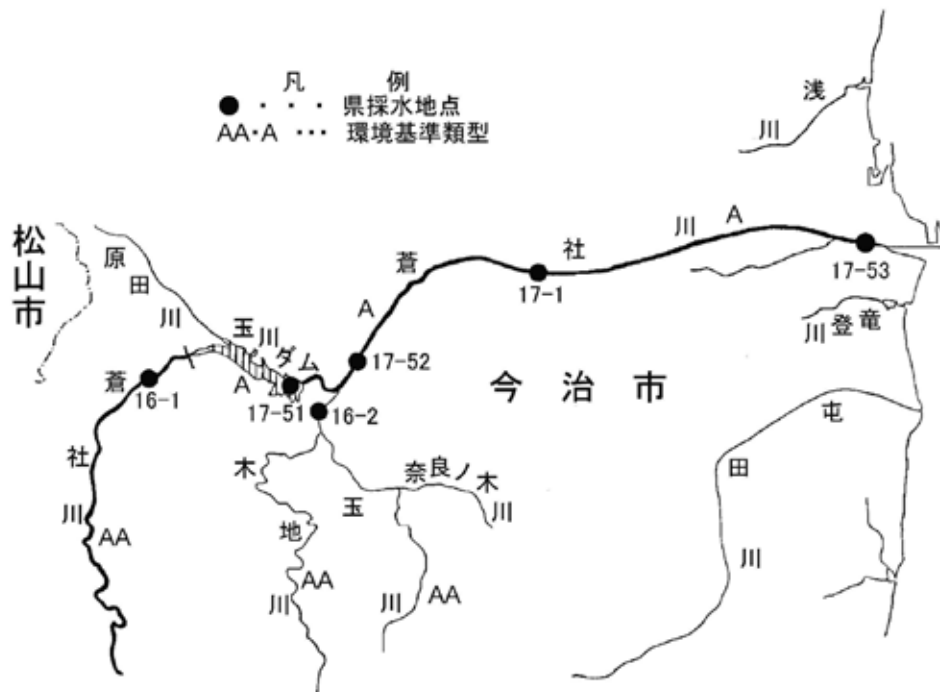
別図-2 加茂川水系



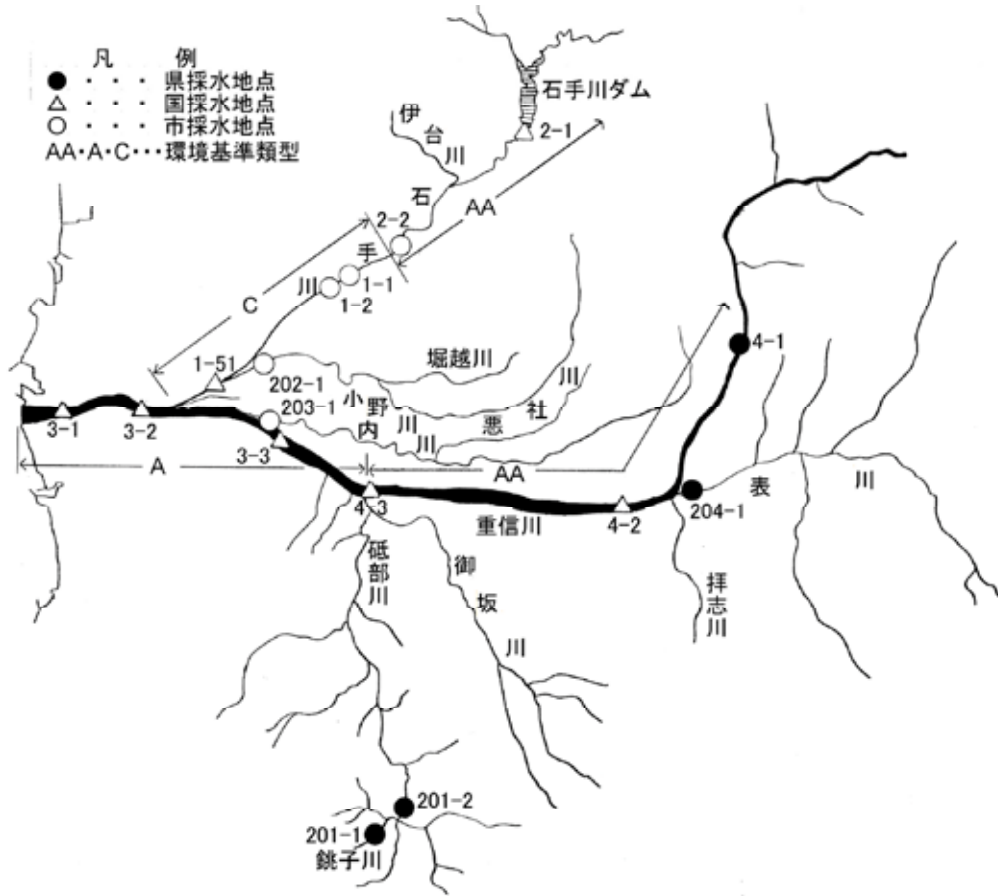
別図－3 中山川水系



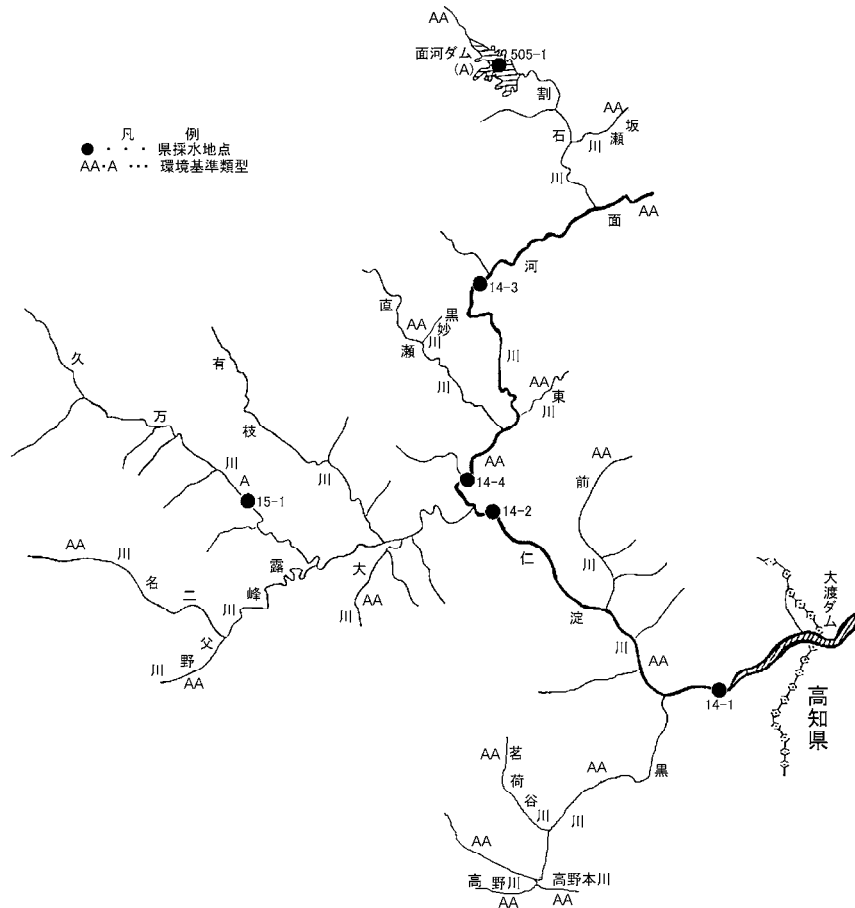
別図－4 蒼社川水系



別図－5 重信川水系

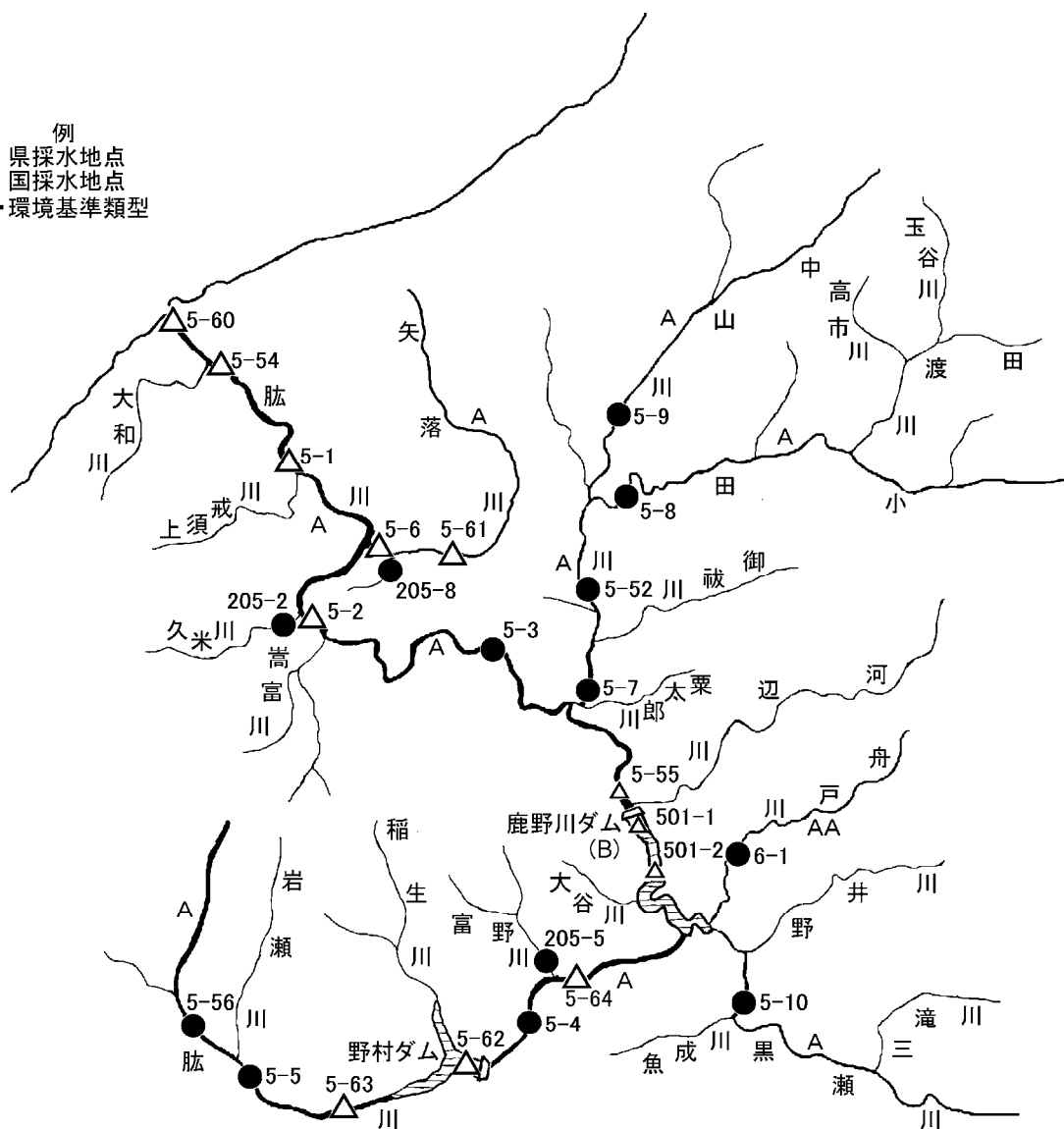


別図－6 仁淀川水系

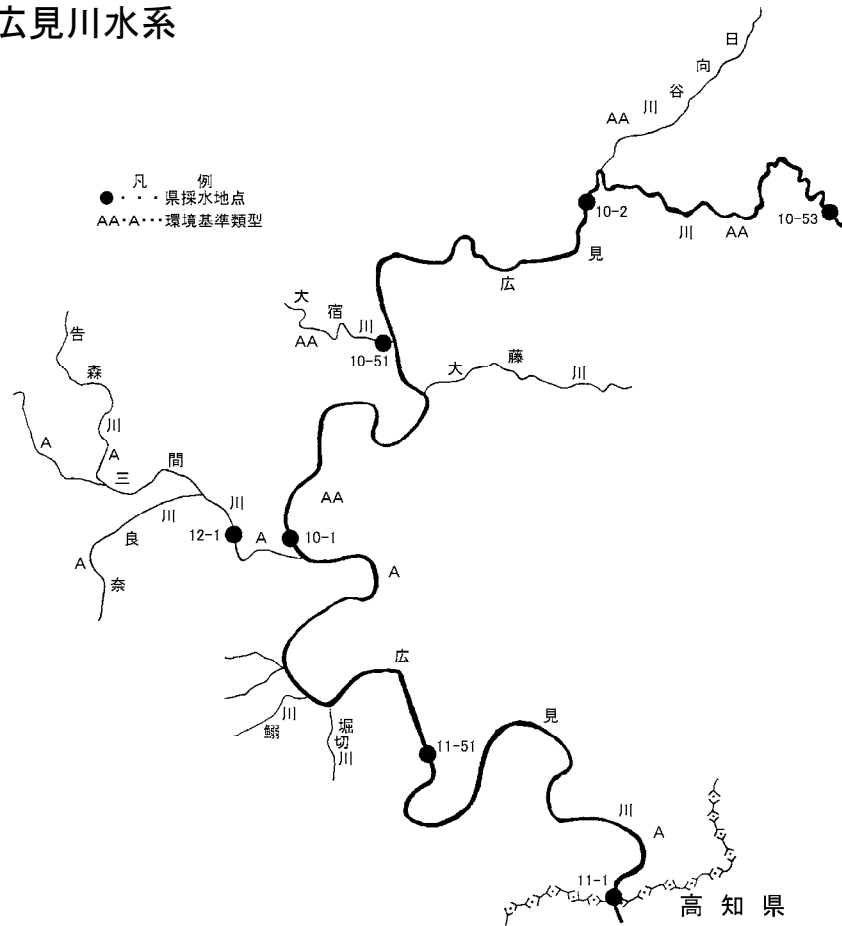


別図-7 肱川水系

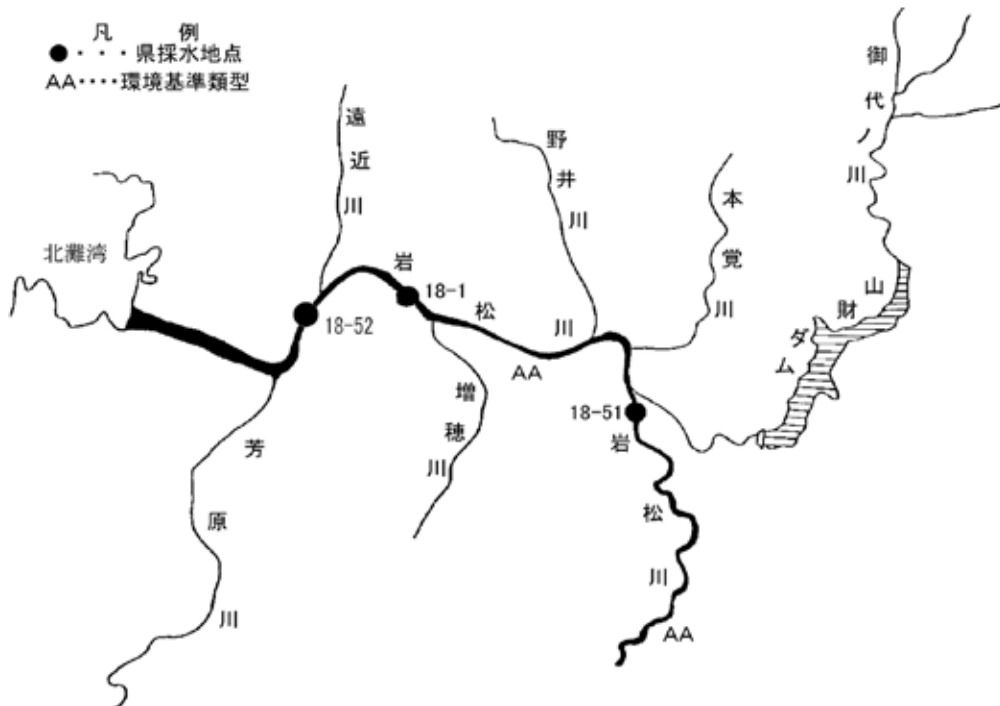
- 凡 例  
 ●・・・県採水地点  
 △・・・国採水地点  
 AA・A・B・・・環境基準類型



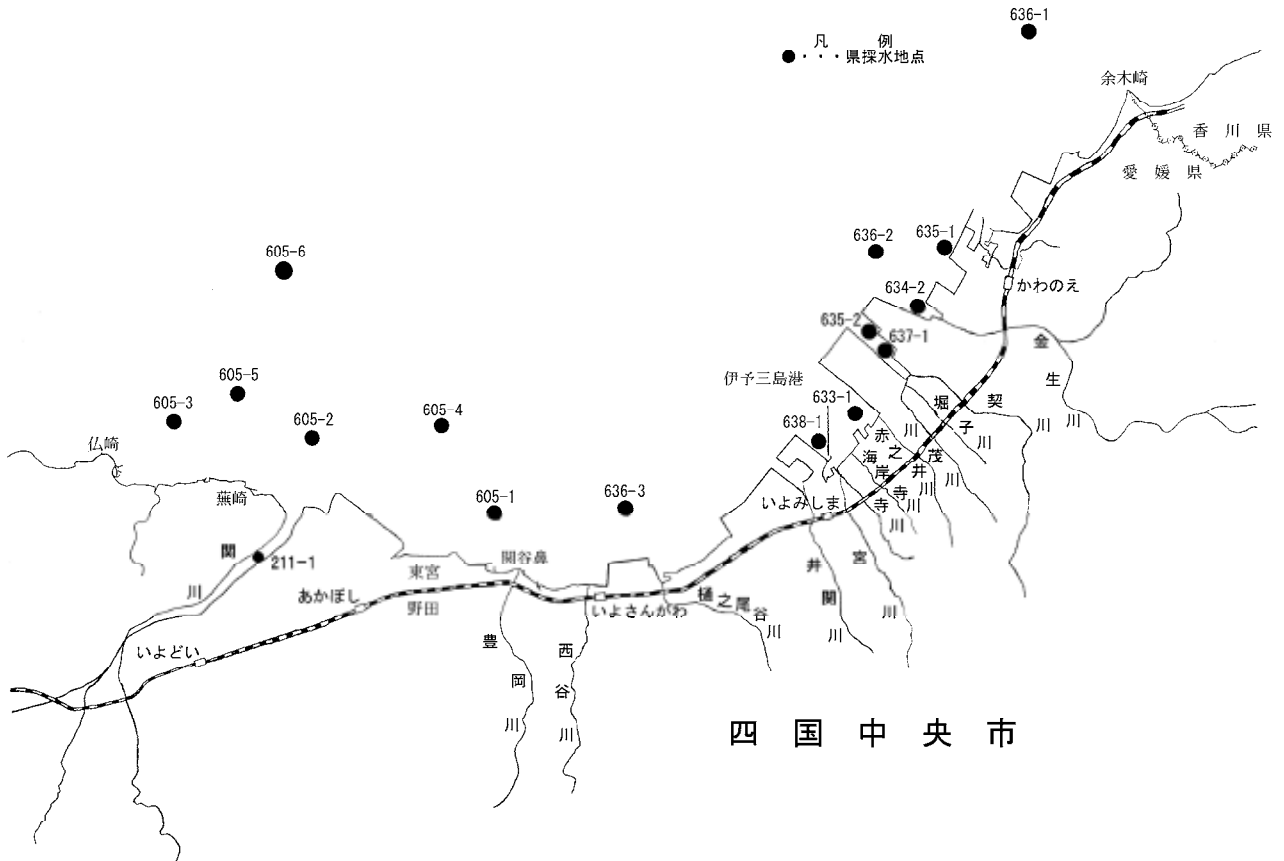
別図－8 広見川水系



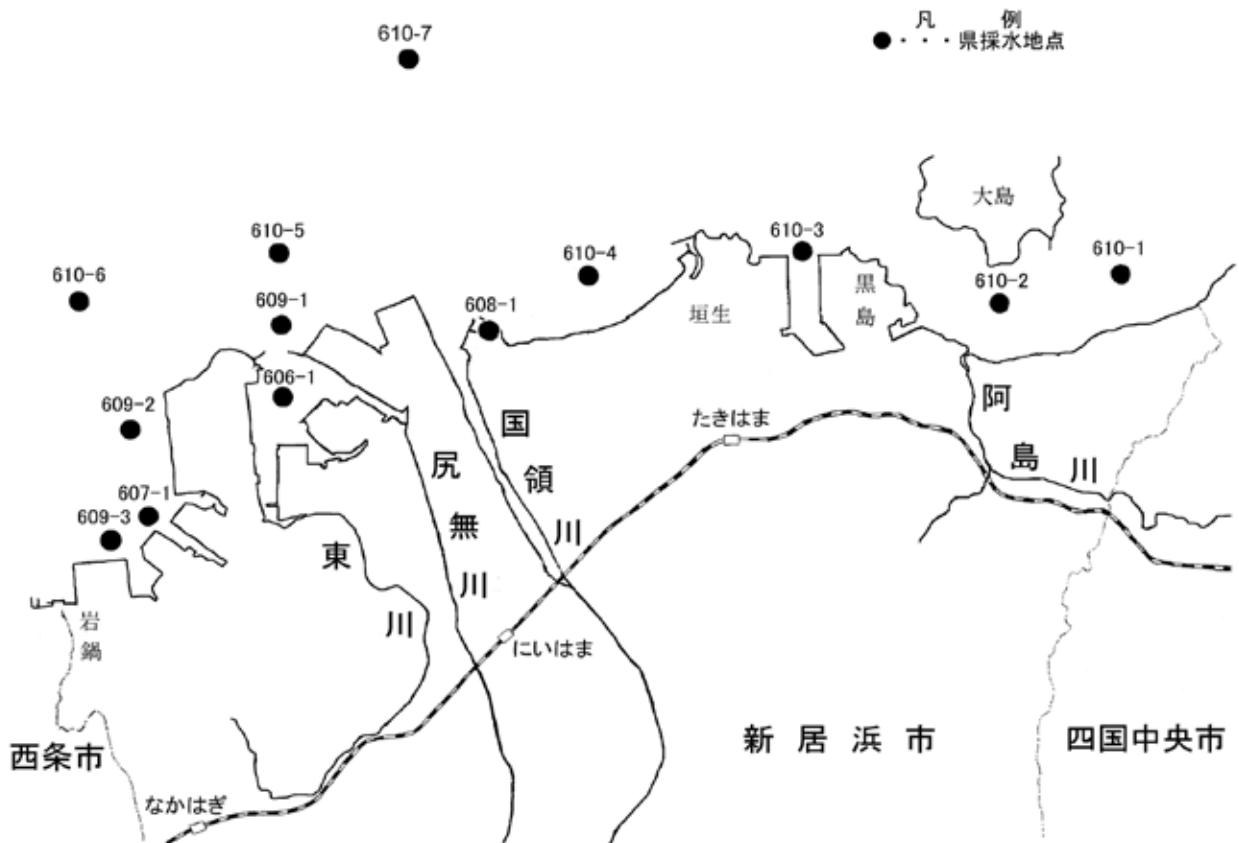
別図－9 岩松川水系



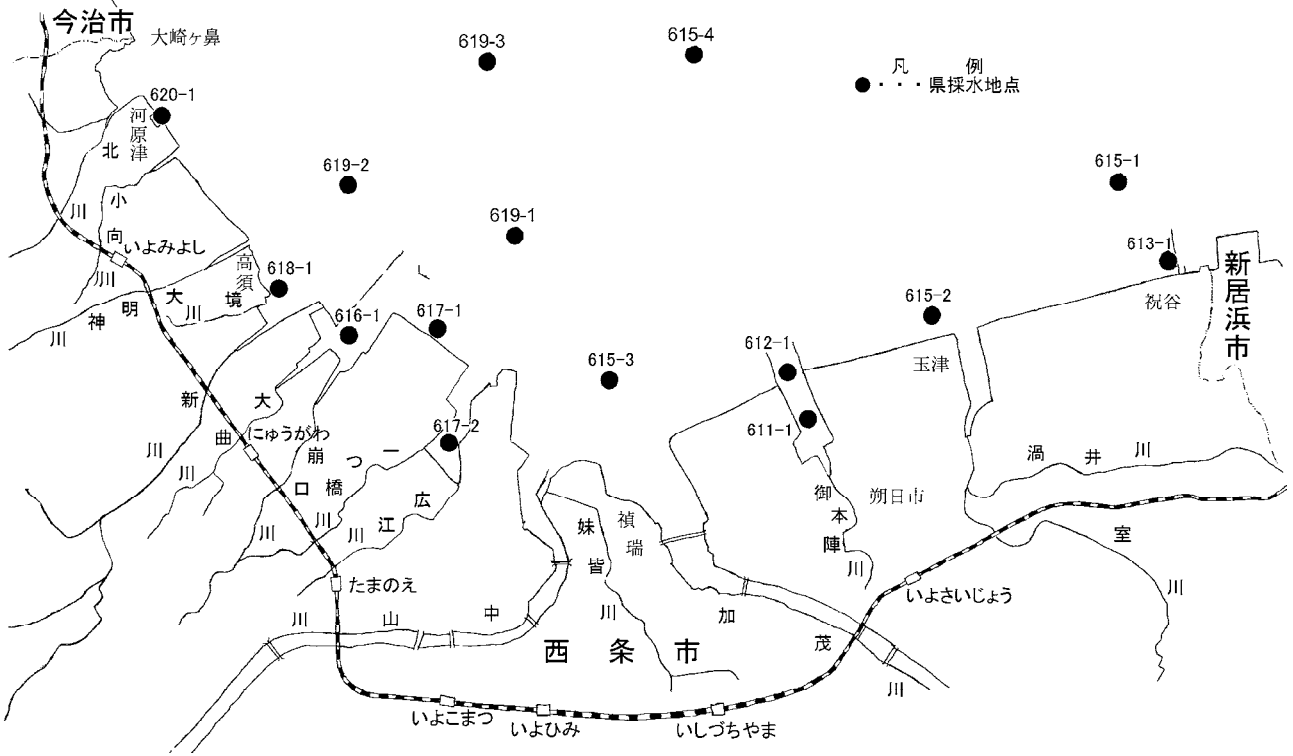
別図-10 四国中央海域



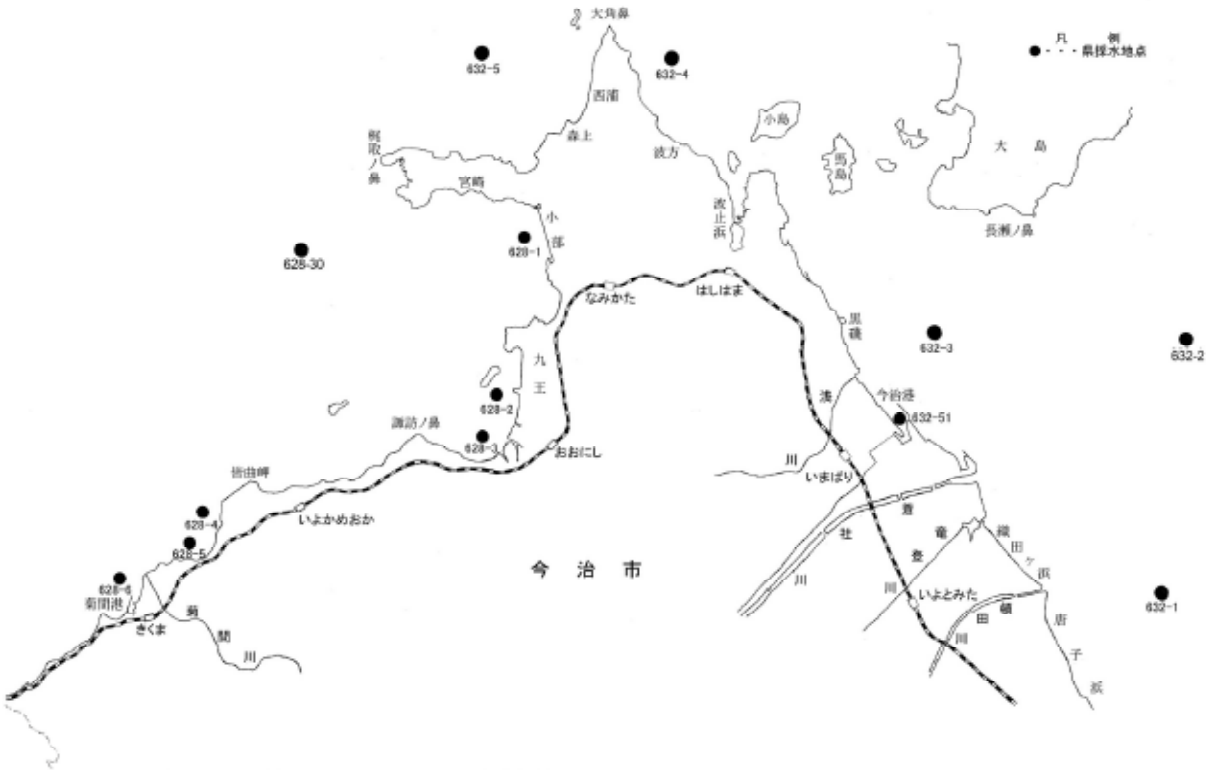
別図-11 新居浜海域



別図－12 西条海域

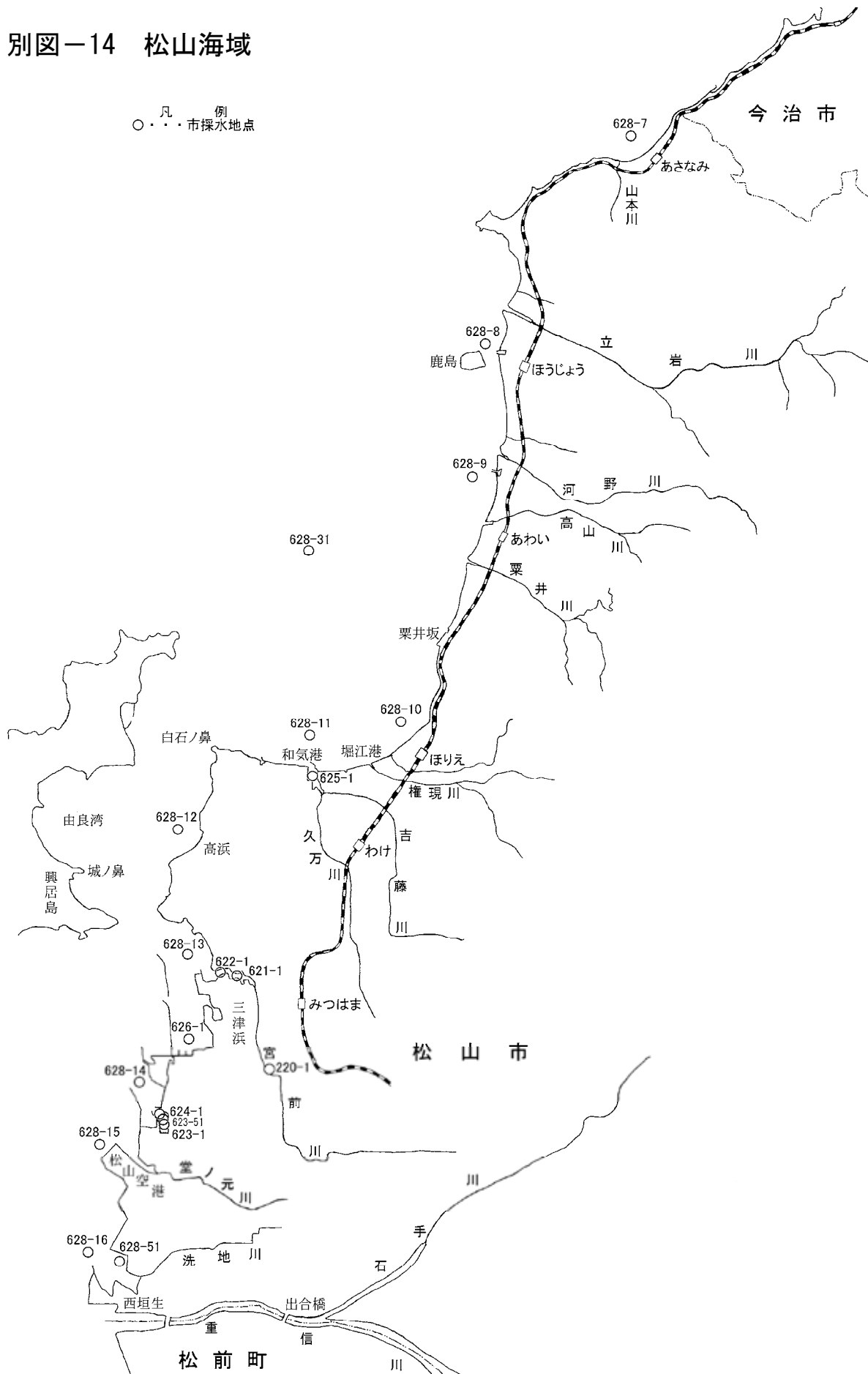


別図－13 今治海域



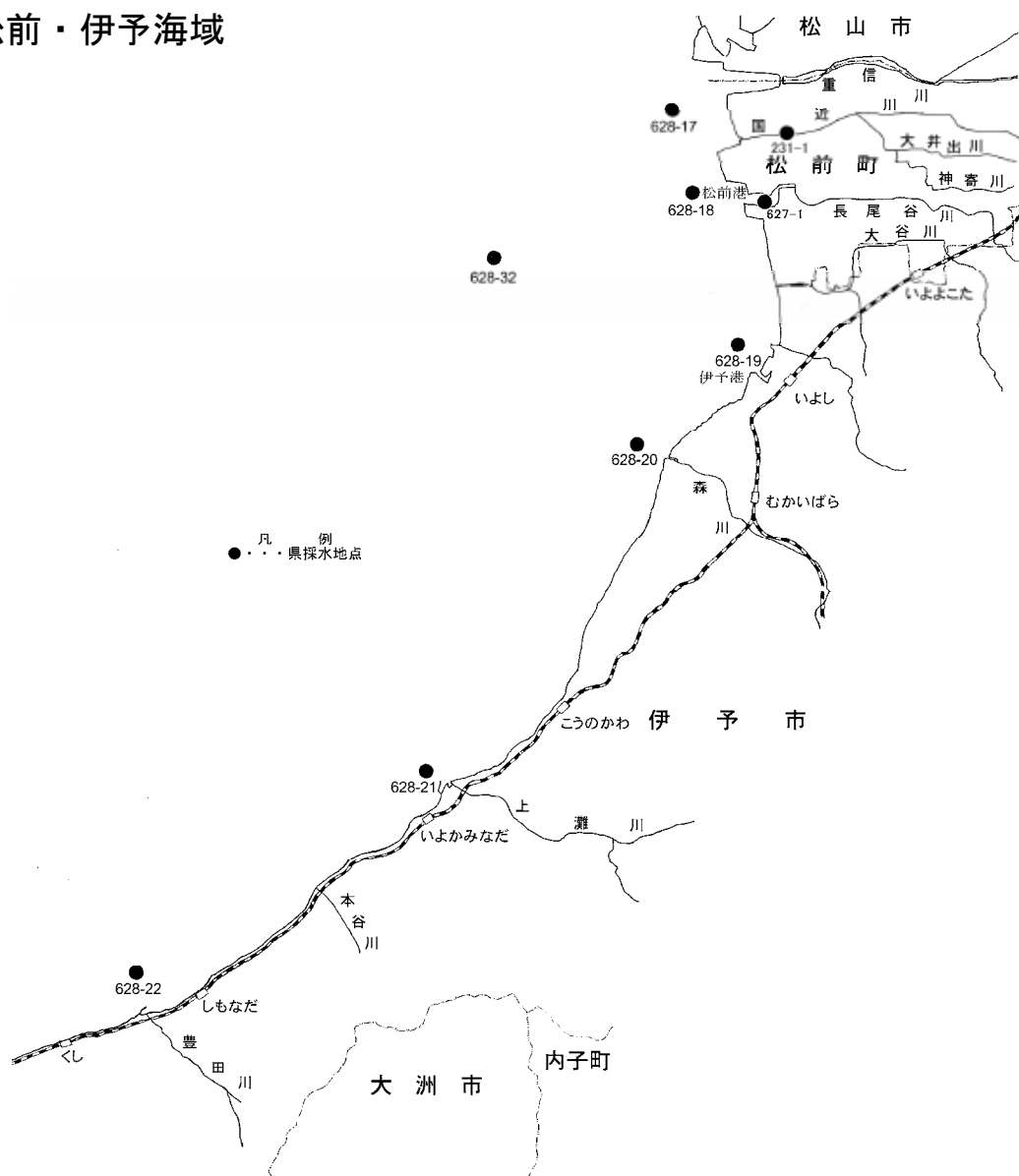
# 別図-14 松山海域

○・・・市採水地点

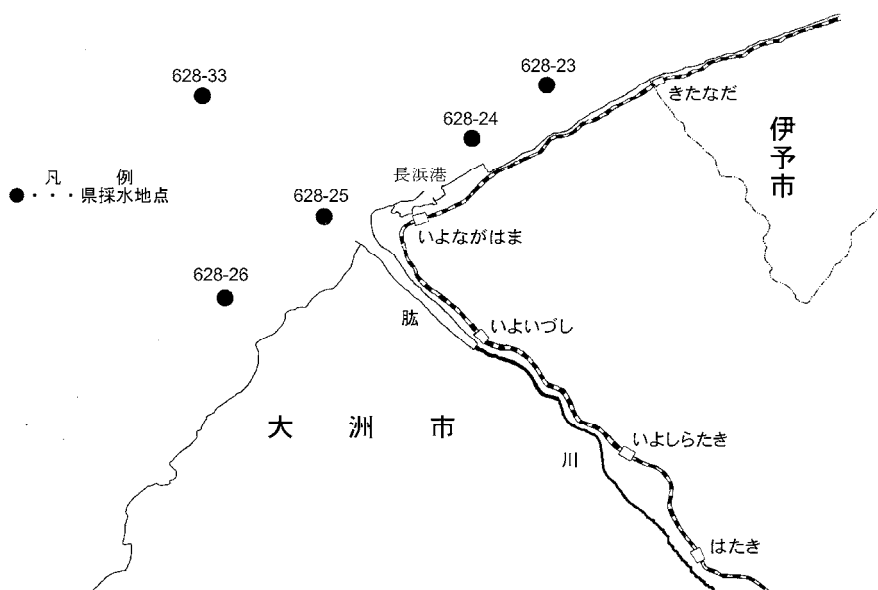




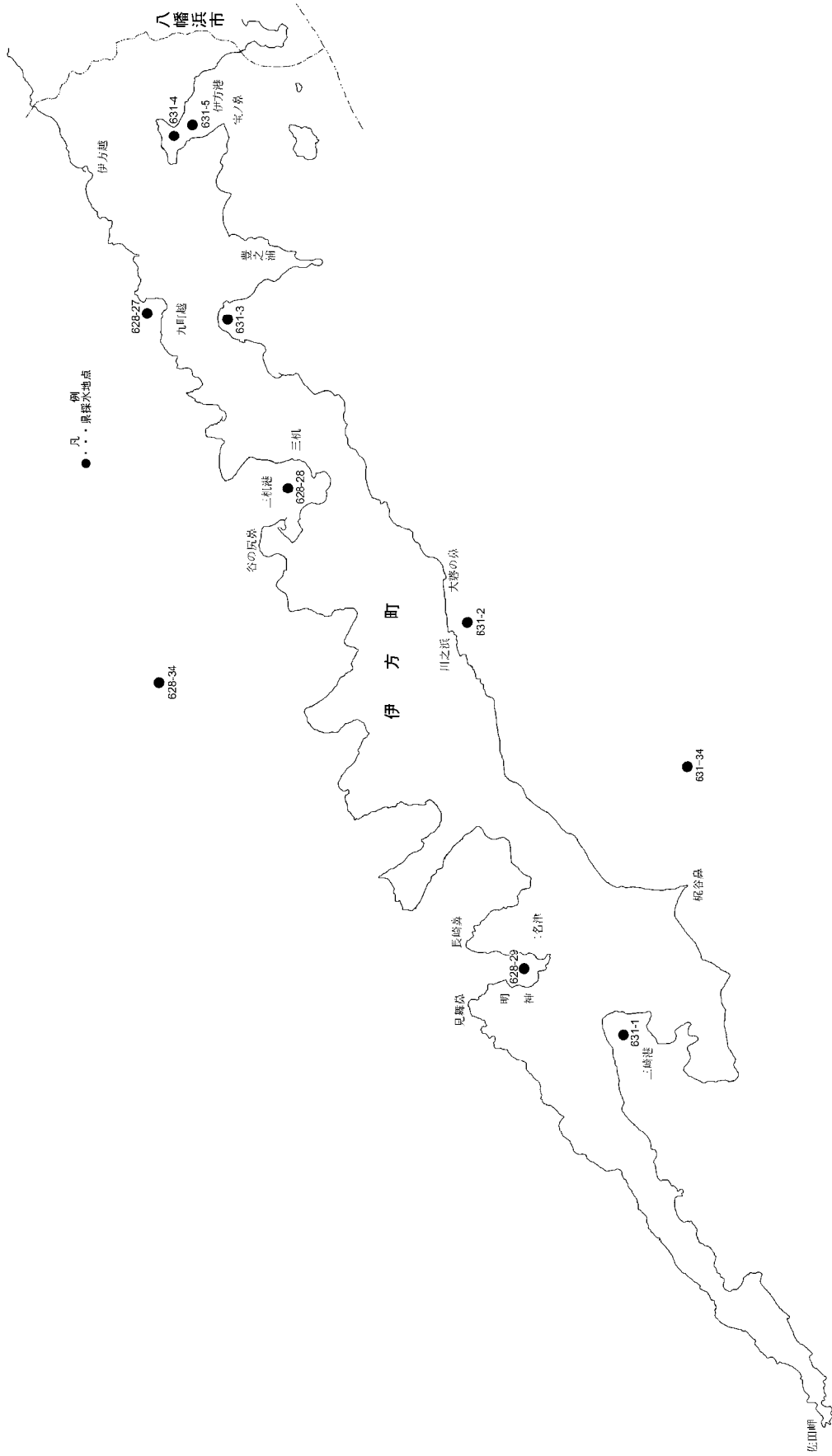
別図-15 松前・伊予海域



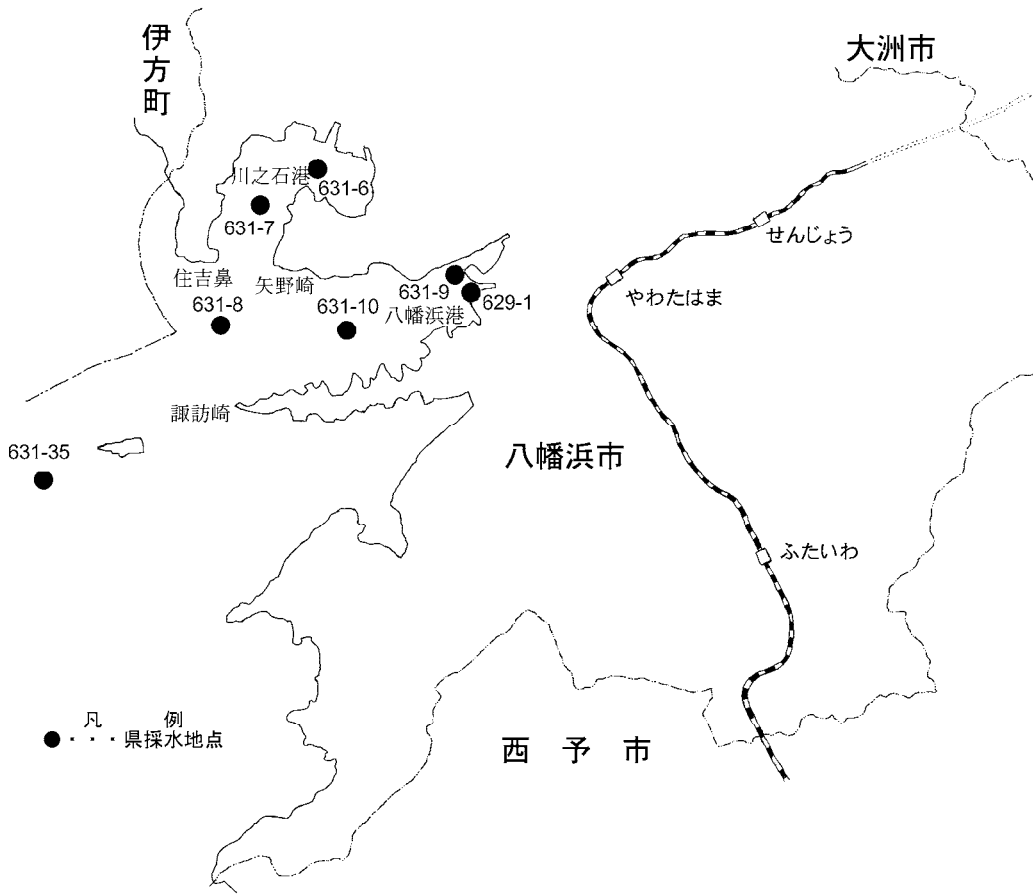
別図-16 大洲海域



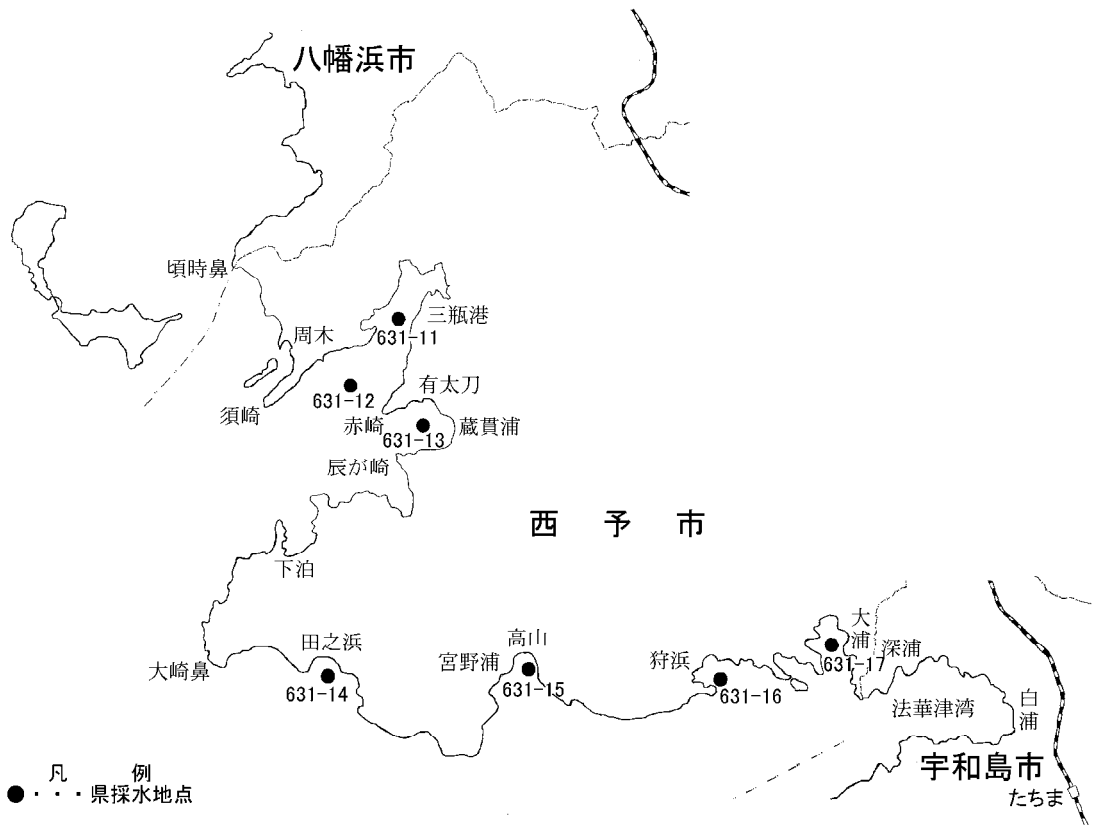
別図-17 伊方海域



別図－18 八幡浜海域



別図－19 西予海域



別図-20 宇和島海域



# 別図-21 愛南海域



資料3-12 平成23年度地下水の水質調査結果

ア 継続監視調査（定期モニタリング調査）

○調査項目：砒素（環境基準：0.01mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 〔測定値(mg/ℓ)〕
			砒素
今治市	1	1	0.016
上島町	1	0	
松山市	1	0	
大洲市	1	0	
宇和島市	1	0	
合計	5	1	0.016

○調査項目：有機塩素系

テトラクロロエチレン（環境基準：0.01mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 〔測定値(mg/ℓ)〕
			テトラクロロエチレン
四国中央市	2	0	
新居浜市	3	0	
西条市	1	0	
今治市	2	0	
東温市	3	0	
松山市	8	1	0.020
伊予市	2	0	
久万高原町	1	0	
大洲市	2	0	
合計	24	1	0.020

○調査項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準：10mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 〔測定値(mg/ℓ)〕
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四国中央市	2	0	
西条市	1	1	14
今治市	14	6	11～19
上島町	4	2	19
東温市	4	0	
松山市	9	6	11～21
松前町	1	1	16
砥部町	2	1	20
伊予市	4	2	15～20
内子町	1	1	12
大洲市	1	0	
伊方町	2	2	12～21
八幡浜市	1	1	13
西予市	1	0	
宇和島市	1	0	
愛南町	1	0	
合計	49	23	11～21

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/ℓ)
四国中央市	2	0		
新居浜市	2	0		
西条市	2	0		
今治市	11	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11
上島町	2	0		
東温市	1	0		
松山市	12	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	22～23
松前町	1	0		
砥部町	1	0		
伊予市	2	0		
久万高原町	1	0		
伊方町	1	0		
西予市	2	0		
宇和島市	2	0		
合計	42	3		

ウ 汚染井戸周辺地区調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/ℓ)	汚染原因
今治市山口	10	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11～12	施肥
松山市吉藤	24	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19～27	施肥、生活排水

資料3-13 平成24年度 水浴場の水質調査結果

名称	市町村	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質 判定	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質 判定
余木崎	四国中央市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	20	3.2	>1	なし	水質B
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	<2	2.5	>1	なし	水質B
マリナーパーク新居浜	新居浜市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	4	1.6	>1	なし	水質A	<2	2.2	>1	なし	水質B
志島	今治市	8	1.4	>1	なし	水質A	3	1.7	>1	なし	水質A
唐子浜	今治市	3	1.4	>1	なし	水質A	<2	1.4	>1	なし	水質AA
大角海浜公園	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
伯方ビーチ	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.1	>1	なし	水質AA
多々羅キャンプ場	今治市	3	1.2	>1	なし	水質A	5	1.3	>1	なし	水質A
松原	上島町	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
御三戸(河川)	久万高原町	33	1.9	>1	なし	水質A	65	2.1	>1	なし	水質B
五色姫海浜公園	伊予市	6	1.8	>1	なし	水質A	<2	1.9	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	2	1.5	>1	なし	水質A	<2	1.8	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	3	2.0	>1	なし	水質A
須賀	伊方町	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	2.1	>1	なし	水質B
ムービービーチ井野浦	伊方町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
川之浜	伊方町	<2	1.2	>1	なし	水質AA	5	1.5	>1	なし	水質A
大早津	西予市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	3	2.0	>1	なし	水質A
須ノ川	愛南町	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	160	1.7	>1	なし	水質B	40	2.2	>1	なし	水質B
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	4	1.8	>1	なし	水質A	<2	1.9	>1	なし	水質AA
長浜海岸	松山市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。  
各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」以上である水浴場を「水質A」、「水質B」以上である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ℓを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓを超える測定値が1以上あるもの。
- 油膜が認められたもの。

## 県内の主要水浴場における放射性物質等の調査結果について

単位：マイクロシーベルト毎時

番号	水浴場名	市町名	空間放射線量率						海水等中の放射性物質 (セシウム134,セシウム137,ヨウ素131)
			測定日	測定時間	天候	地面高1cm	地面高50cm	地面高1m	結果(表層及び下層)
1	余木崎	四国中央市	5/8	13:15	曇	0.059	0.053	0.051	不検出
2	寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	5/8	12:05	晴	0.079	0.072	0.071	不検出
3	マリンパーク新居浜	新居浜市	5/8	10:55	曇	0.076	0.072	0.071	不検出
4	国民休暇村瀬戸内東予	今治市	5/16	11:57	晴	0.081	0.072	0.074	不検出
5	志島(北)	今治市	5/16	10:50	晴	0.075	0.072	0.070	不検出
	志島(南)	今治市	5/16	11:16	晴	0.080	0.071	0.072	不検出
6	唐子浜	今治市	5/16	10:20	晴	0.083	0.078	0.077	不検出
7	大角海浜公園	今治市	5/9	10:06	晴	0.068	0.067	0.065	不検出
8	伯方ビーチ	今治市	5/9	11:34	晴	0.077	0.076	0.071	不検出
9	沖浦ビーチ	今治市	5/9	11:03	晴	0.060	0.055	0.058	不検出
10	台	今治市	5/9	14:50	曇	0.084	0.080	0.075	不検出
11	多々羅キャンプ場	今治市	5/9	13:55	晴	0.092	0.086	0.078	不検出
12	松原	上島町	5/9	11:35	晴	0.070	0.062	0.059	不検出
13	御三戸	久万高原町	5/17	10:25	晴	0.071	0.069	0.067	不検出
14	五色姫海浜公園	伊予市	5/17	13:03	晴	0.066	0.062	0.062	不検出
15	ふたみシーサイド公園	伊予市	5/17	13:58	晴	0.068	0.062	0.061	不検出
16	長浜	大洲市	5/21	10:51	曇	0.028	0.028	0.029	不検出
17	須賀	伊方町	5/8	9:20	曇	0.038	0.038	0.037	不検出
18	ムーンビーチ井野浦	伊方町	5/8	11:25	曇	0.043	0.040	0.040	不検出
19	川之浜	伊方町	5/8	10:00	曇	0.026	0.026	0.025	不検出
20	大早津	西予市	5/7	12:40	曇	0.060	0.057	0.059	不検出
21	須ノ川(北)	愛南町	5/7	13:10	晴	0.085	0.082	0.080	不検出
	須ノ川(南)	愛南町	5/7	13:35	晴	0.083	0.076	0.074	不検出
22	鹿島	愛南町	5/7	11:05	晴	0.081	0.078	0.077	不検出
23	堀江(No1)	松山市	5/17	10:00	晴	0.061	0.060	0.060	不検出
	堀江(No2)	松山市	5/17	10:50	晴	0.071	0.065	0.063	不検出
24	鷺ヶ巣	松山市	5/22	10:35	晴	0.073	0.076	0.073	不検出
25	相子の浜	松山市	5/22	11:15	晴	0.071	0.069	0.066	不検出
26	鹿島	松山市	5/21	9:55	曇	0.070	0.070	0.061	不検出
27	立岩海岸	松山市	5/21	14:00	曇	0.055	0.053	0.051	不検出
28	長浜海岸	松山市	5/21	14:40	曇	0.079	0.073	0.070	不検出
29	姫ヶ浜	松山市	5/23	15:05	曇	0.073	0.071	0.072	不検出

## (空間放射線量率の測定について)

※ 測定方法：環境省の指針に基づき、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを使用

※ 測定結果：県原子力センターが昨年4月～6月に実施した、サーベイメータによる広域エリア調査結果(0.025～0.086マイクロシーベルト毎時)と同程度の値であった。

※ その他：地点により、地質等由来の自然放射線量が異なることから、測定結果にばらつきが見られる。

## (海水等中の放射性物質の測定について)

※ 採水日：各水浴場の空間放射線量率の測定日と同日。(マリンパーク新居浜のみ前日(5/7))

※ 測定方法：環境省の指針に基づき、ゲルマニウム半導体検出器を用いて、2000秒間測定した。



資料3-14 平成23年度ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針超過数	検出検体数	調査検体数	検出濃度 (mg/ℓ)	環境省暫定指針値 (mg/ℓ)
殺虫剤	アストロ乳剤	0	0	1	検出されず	(BPMC)・・・
	ダイアジノン乳剤40	0	0	3	検出されず	(ダイアジノン)0.05
	ダイアジノン粒剤5	0	0	2	検出されず	(ダイアジノン)0.05
	リラークDF	0	0	2	検出されず	(チオジカルブ)0.8
殺菌剤	イカルガ35SC	0	0	2	検出されず	(チフルザミト)0.5
	グラステン水和剤	0	0	2	検出されず	(イソプロチオラン)2.6、(フルトラニル)2.3
	グリーンビセットDF	0	0	1	検出されず	(ホセチル)23
	クルセイダーフロアブル	0	0	1	検出されず	(テブコナゾール)0.77
	芝美人フロアブル	0	0	2	検出されず	(メコナゾール)・・・
	シバンバEXフロアブル	0	0	4	検出されず	(アゾキシストロビン)4.7、(ヘキサコナゾール)・・・
	セレンターフ顆粒水和剤	0	0	1	検出されず	(ペンシクロン)1.4
	センチネル顆粒水和剤	0	0	1	検出されず	(シプロコナゾール)0.3
	トップグラスドライフロアブル	0	0	1	検出されず	(チオファネートメチル)3
	トップティ水和剤	0	0	1	検出されず	(チオファネートメチル)3、(トリフルミゾール)0.5
	プラウザー水和剤	0	0	1	検出されず	(フルトラニル)2.3、(プロピコナゾール)0.5、(メタキシフル)0.58
	プルーデンス水和剤	0	0	1	検出されず	(イプロジオン)3、(ホセチル)23
除草剤	MCPP液剤	0	0	1	検出されず	(MCPPカリウム)0.47
	アージラン液剤	0	0	3	検出されず	(アシュラム)2
	イデトップフロアブル	0	0	3	検出されず	(トリアジフラム)・・・
	ウェイアップフロアブル	0	0	3	検出されず	(ペンテイメタリン)1
	カーブ水和剤	0	0	4	検出されず	(プロピサミト)0.5
	クサブロック	0	0	4	検出されず	(フロジアミン)・・・
	シバゲンDF	0	0	3	検出されず	(フラサスルフロン)0.3
	バリケードフロアブル	0	0	1	検出されず	(フロジアミン)・・・
	フルハウスフロアブル	0	0	3	検出されず	(オキサジクロメホン)0.24
	モニュメント顆粒水和剤	0	0	7	検出されず	(トリフロキシスルフロナトリウム)・・・

・・・ : 環境省暫定指針値が設定されていない農薬

資料3-15 水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	麺類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精練機及び精練そう、(ホ)シルケット機、(ヘ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リントター又は未精練繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ヌ)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設

23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	(イ)塩水精製施設、(ロ)電解施設
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ハ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ス)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ハ)クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸留施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、(ハ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ス)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸留施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、(ハ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、(フ)エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施

		設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、(l)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、(x)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(w)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(7)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、(7)プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器、(h)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(3)メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(k)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(i)原料精製施設、(n)塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業	反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業	(i)脱酸施設、(n)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸留施設
41	香料製造業	(i)洗浄施設、(n)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(i)原料処理施設、(n)石灰づけ施設、(h)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(i)原料処理施設、(n)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(i)水洗施設、(n)ろ過施設、(h)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(k)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(i)動物原料処理施設、(n)ろ過施設、(h)分離施設、(c)混合施設、(k)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(i)脱塩施設、(n)原油常圧蒸留施設、(h)脱硫施設、(c)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(k)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加流施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業	(i)洗浄施設、(n)石灰づけ施設、(h)タンニンづけ施設、(c)クロム浴施設、(k)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(i)研磨洗浄施設、(n)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(i)抄造施設、(n)成型機、(h)水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料 (うわ薬原料を含む。) の精製業	(i)水洗式破碎施設、(n)水洗式分別施設、(h)酸処理施設、(c)脱水施設
59	碎石業	(i)水洗式破碎施設、(n)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設

61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設等施設のうち、浄水施設	(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66 の 2		エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗濯施設、(ハ)入浴施設
66 の 4	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が 500m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が 360m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 6	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 420m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が 630m <sup>2</sup> 未満を除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 1,500m <sup>2</sup> 未満を除く。）
67	洗濯業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（病床数が 300 以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が 800m <sup>2</sup> 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72		し尿処理施設（500 人以下を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設(施行令第 3 条の 2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 （201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）

資料3-16 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/l]

項目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物 <sup>(注1)</sup>	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン
排水（許容限度）	カドミウム 0.1	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.3
地下浸透水（許容限度）	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002

項目	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム
排水（許容限度）	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06
地下浸透水（許容限度）	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006

項目	シアン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1,4-ジメチル
					海域以外	海域	海域以外	海域		
排水（許容限度）	0.03	0.2	0.1	セレン 0.1	ほう素 10	ほう素 230	ふっ素 8	ふっ素 15	100 <sup>(注2)</sup>	0.5
地下浸透水（許容限度）	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	0.005

注1：パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：pHは－、その他はmg/l]

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質量 (SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8～8.6	5.0～9.0	160	120	160	120	200	150

生活環境項目の保全に関する項目（特殊項目）

[単位：大腸菌群数は個/cm<sup>3</sup>、その他はmg/l]

項目	ニルマルヘキサ	ニルマルヘキサ	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量 <sup>※</sup>	溶解性鉄含有量	溶解性マグネシウム含有量	クロム含有量	大腸菌群数	窒素含有量		りん含有量	
	抽出物質含有量(鉱油類含有量)	抽出物質含有量(動物油脂類含有量)								最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	最大	日間平均	
	5	30	5	3	2	10	10	2	3,000	120	60	16	8

※ 亜鉛含有量については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が、平成23年12月11日に施行されたことに伴い、金属鉱業など3業種に属する特定事業場については、平成28年12月10日まで暫定排水基準(5mg/l)が設定される。